

令和7年度富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費（生産性向上・職場環境整備等支援事業）補助金 に関するQ&A

1 令和7年度にベースアップ評価料の届出を実施した機関は対象となりますか。

(答)

○対象となりません。（本補助金は国の補助金制度を活用しており、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行っていることが国の補助要件となっているため。）

2 申請時等に提出する書類を教えてください。

(答)

○様式1（交付申請書兼実績報告書）をご提出ください。

3 消費税の仕入控除税額の返還等の処理は必要でしょうか。

(答)

○様式1（交付申請書兼実績報告書）の別紙にあります「消費税及び地方消費税に相当する金額」という項目にて、交付申請額に消費税を含めていると回答された方は、下記の手続きが追加で必要となりますので、ご留意ください。

- 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。
- 報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

4 機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、様式1（交付申請書兼実績報告書）に添付する必要がありますか。

(答)

○証拠書類の添付は不要ですが、当該帳簿等及び証拠書類については、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管してください。

5 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。

(答)

○申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の、医療法上の許可病床数の合計となります。

6 既存の他の補助金と本補助金を併用することは可能でしょうか。

(答)

○既存の補助事業により補助を受けている病院等においても、本事業による給付を受けることは可能です。

○ただし、既存の補助事業により導入したICT機器等の導入経費に給付金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行ってください。

7 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういっ

た取組が給付対象となるのでしょうか。

(答)

- 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等が給付の対象となります。
- 例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。
- また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。

8 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか。

(答)

- 対象となり得ます。
- ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。※ 例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出ください。

9 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか。

(答)

- 事業の対象期間内に生じる金額については対象になります。

10 令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか。

(答)

- 新たに導入するICT機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、システムの更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

11 「ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合は、どうすればいいでしょうか。

(答)

- 実際の費用が支給額（基準額）を下回る場合はその差額を返還することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額（基準額）以上の取組となるようご検討ください。

12 ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに支払・納品を行っている必要がありますか。

(答)

- 納品は令和8年3月31日まで、支払は令和8年5月31日までに行ってください。

13 給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは給付金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。

(答)

- 本事業はベースアップ評価料を届け出ている病院等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。
- そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となります。病院等の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。
- 単に職員の人工費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

14 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか。

(答)

- 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。